

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成23年度第17回（定例会）

署名人 添石幸伸

委員長 城間 勝

開催日時 平成23年12月5日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時45分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城眞徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

議案第40号 那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について（文化財課）

報 告（非公開） 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）

報 告（当日追加）平成24年度教育委員会組織及び定員について（総務課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長、屋良朝秀副部長

（総務課）東恩納隆栄課長、伊禮弘匡副参事、平良真哉主査

（文化財課）古塚達朗課長、瑞慶山由香里

【学校教育部】盛島明秀部長、宮内勇人副部長

（学校教育課）吉野剛課長、外間章副参事

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

城間委員長 ただいまから平成23年度第17回教育委員会会議定例会を開催いたします。
本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。議案第40号「那覇市文化財
調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」説明お願
いします。

新城部長 提案理由説明

古塚課長 説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 いまパレット久茂地の方にあります歴史資料館の整備。これをできたら博物館跡の
中城御殿跡地に、那覇市の資料館ができればもっとすばらしい資料が展示できるだろ
うと思いますけれども、将来の中城御殿の跡地利用についてはどういうふうなお考え
でしょうか。

古塚課長 私も中城御殿跡地利用の検討委員会のオブザーバー委員で、これまでの経緯から申
し上げますと、あそこは県有地です。現在、県の方で中城御殿の戦前の一部資料に基
づいて復元するかという方向で作業を進めています。ただし、ちょうど目の前を通っ
ています県道の整備との関わりがあり、全く同じような形で復元をしていくと大広間
の前にすぐ石垣がくるということもありますので、少し下げて造るのかなというところ
ですが、また後ろの方の建物の様子がわかりませんので、そちらの方は資料を展示
する、あるいは売店を造るというような形でいま検討を重ねているところです。実は、
那覇市におきまして歴史博物館が所蔵しております尚家の国宝、尚家資料は全部国宝
になっていますが、これは尚様から頂戴したときの経緯がありますので、県へ委ねる
ということは人道的にできないというようなことがありますので、当面の間は那覇市
の方でこれらを中心として歴史博物館の方で展示を行っていきます。また中城御殿跡
地の方は県の方で検討しながら、この地の利をいかした施設になると考えています。

添石委員 先ほど任期は2年ということでしたが、条例の方で12名の委員の方々は2年とあ
りますけれども、臨時調査委員の方も同様に2年というふうに理解してよろしいですか。

古塚課長 すでに仲先生、肥塚先生、糸数先生、前田先生、土肥先生、坂井先生は2年で終わ
りというわけではなく、更新、更新をしています。事業が完了するまでは更新、更新
をしながらお願いをしているということです。臨時委員の任期も同じく2年ですので、
その事業が完了するまでは、いま申し上げましたように繰り返し更新していくという
形です。

添石委員 期中にその事業が終わったら、期中に終わるということもあるのですか。

古塚課長 あります。

城間委員長 他よろしいでしょうか。議案第40号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文
化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第40号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査
委員の委嘱について」議決確定します。続きまして議案第31号「教職員人事（管

理職等) について」に関しては、人事に関する議案のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。

全 員 異議なし

城間委員長 議決により非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

城間委員長 非公開を解きます。議案第31号「教職員人事(管理職等)について」議決確定します。続きまして当日追加されました報告「平成24年度教育委員会組織及び定員について」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

東恩納課長 説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

新城部長 毎年、この時期になりますと次年度の教育行政の仕事の進め方についての組織と、その組織にどれだけの職員数を配置するかという定員、それを決めています。今日はその報告ですが、それらが決まると、今度は人事異動というのがあります。これは年明けに改めて管理職等については提案しますけれども、それに先立っての器づくりになりますので、今回は報告として出しますが、次年度の教育委員会事務局と、それから公民館、図書館、学校等を含めての職務執行体制の姿というふうになります。

城間委員長 この時期になると毎年見直すことになるのか。例えば2、3年おきに見直すということがあるのか。市長部局も含めて、そのままということも有り得るわけですが、来年はそのままという場合もあるのでしょうか。

新城部長 これは基本的に、毎年見直しをして改めていくということです。例えば教育委員会で言えば、今回は入っていませんが、平成25年4月1日付けで、文化財課が市長事務局へ移行するということが方針として定まっていますが、そのことについては来年度の組織形成の中で出てくるわけです。そういった形で毎年毎年の必要に応じて見直しをしています。そういった中で全庁的に、やはり大きいのは平成25年4月1日になります。中核市移行があります。これは中核市移行に伴う業務というのは7割から8割は保健衛生業務だと言われていますが、そういった大きな組織機構の見直し、そういったものを必要に応じてやるわけです。それと更に小さいものから中ぐらいのものまで毎年毎年必要に応じて見直しをするということになります。ですから、時々は大変な大きな変更がないということもあります。

城間委員長 包括的に、あるいは強化を図るために総合青少年課を教育相談課と青少年育成課に分けたということと、主事を学校教育課の方に置くと、その大きな理由というか、いろいろ理由はあるでしょうけれども、分けて主事をここに置くという大きなメリットというのは何でしょうか。

盛島部長 指導主事というのを学校教育課の中に異動するということですが、これは学校の生徒指導主事は問題行動等、生徒指導を中心とした主事ですので、その際には迅速な対

応ということで、例えば部長、あるいは教育長との緊急調整が非常に多くなってきました。その度に行き来するというのは時間なロスがあるということが1つです。これについては迅速対応をするというのが、まず第1の理由です。それからもう1つは、本庁舎に移管するときの体制も整えたいと、また総合青少年課が何か別個になって本庁が別ということになると現状と変わらない状況が出てきますので、やはり迅速な対応ができないということが1つです。生徒指導の非行系課題もいま増えてきており、学校教育課の安全担当の指導主事がいますので、両方で強化を図る意味から生徒指導を担当して、迅速な対応をしていこうということが一番のねらいです。たぶんこの方が両方に即した対応がより充実していくと思います。教育相談課というのを独立課にしたいというのは、これは教育長、学校教育部を中心とした移行ではありますが、これについては非行系の問題もありますが、もう一方で心因性の相談内容が非常に増えて、またそれに伴う不登校が増えてきています。今年度もかなり増えそうな感じで、いまの推計で行けば、150ぐらい増えそうな感じがします。ですから、その相談に対応するため、やはり課長職がいろんな対応をしていくとなると業務が分散してしまいますので、相談業務一本に絞ってしっかり対応していきたいと。特に心因性の不登校をどう登校復帰させるか、ということが教育委員会として非常に大きな課題ですので、それをより強化していきたい、相談体制をより強化していきたい、課長も含めてそこへ一本化していきたいというのが今度の分課のねらいです。お互い分課していった方が一本化した業務が強化できるということです。ただし、連携する部分ではしっかり連携していくというのは、これは従来通りです。そういうことで、体制強化、あるいは指導主事の配置を変えていこうということです。

新城部長

今回の総合青少年課の2課への分課ということですが、平成18年度にプロジェクトチームといいますか、そういった中で検討して総合青少年課という形での組織を立てた経緯があります。それがここ数年経って、実態を捉えながら今後の進め方をどうしたらいいかということで検討してきましたが、やはり、これは先ほど盛島部長が話しましたように、分課をしてそれぞれある意味もっと自由に動けるような形で、しかも迅速に動けるような形の組織がいいだろうということで、今回、2課に分けています。その際に、総合青少年課の課長は指導主事対応をしていましたけれども、今回、2課に分けることになり、それぞれの課の課長を行政職ということに位置付け、本来の指導主事が持っているスーパーバイザーとしての業務を十分に発揮できるような体制づくりをしようという主旨があります。

城間委員長

本庁へ移ったときに教育相談課、青少年育成課も本庁の中に入れるのですか。それともそのまま真和志支所になるのですか。

新城部長

基本的には、統一庁舎というようなことも考えていますが、ただ新庁舎にはキャパがありますので、この総合青少年課の組織を入れるというような前提で向こうはフロアーを造っていませんので、今後の調整にもなりますが、基本的には、現在のまま、そして調整がうまくいってスペースが取れば1つの課は総合庁舎に入るかなという

ようなことでいま進めています。

盛島部長 教育相談課は子ども達に通っている教室が2つあります。1つは「あけもどろ学級」。もう一つは「きら星学級」があつて、その2つの教室を本庁に吸収するには無理があるということで、どうしても別庁舎にならざるを得ないという懸念はあります。

城間委員長 近くて連携がとりやすいという意味でしたら、開南小学校の上にある市P連事務局とかいろんなものが入っていますよね。あそこがもう少し広ければ向こうと交換したいけれど、そこは近いので良いかと思いましたが、キャパシティの考えからすると小さいんでしょうね。

盛島部長 ゆったり学習するということで、わりと広い教室なんです。

喜久里委員 退職不補充というのは、後には補充するということですか。

東恩納課長 不補充というのは、補充しないという行革上の、現業職員は、いまそういう方針が決められています。定員を抑えるということです。現業職といいますと教育委員会では調理員、用務員。そういう職員につきましては退職した場合でも本採用としては補充しない。そのかわり非常勤職員であるとか委託等で、その業務については対応するということです。

金城委員 1ページに「定員数と現員数の差38人は、幼稚園教諭27人、これは臨時職員で対応する」とありますが、こんなにたくさんの臨時職員ですが、本採用はないのですか。

東恩納課長 毎年、幼稚園教諭の採用試験をやっていますが、なかなか適任数が増やせなかったというところなんです。それから幼稚園の先生の場合、幼稚園の数に主任教諭の数。それからクラスに応じて先生の数が決まります。クラスに応じて定員というのが増減します。クラス数が増えたり減ったりというのを見越して多少、臨時として一定枠を設けざるを得ない。全部を本採用で埋めると減った場合に対応ができないということで、一定の数はどうしても必要。定員内の臨時職員は必要というところがあります。その数自体の増減は、どの程度が適正かというのは、今後の議論かと思えますけれども、来年度は3名の採用を行うということが決まっています。

金城委員 預かり保育等もあるから、やはり臨時で対応という枠というのはある意味必要かもしれないですね。

喜久里委員 先ほど「あけもどろ学級」と「きら星学級」ということでしたが、いじめとかそういうような問題はどの課で対応されているのかということと、先生方の悩みや問題が起こったときの対応というのはどこの課が行っているのでしょうか。

盛島部長 これは両方とも、現在は総合青少年課が対応しています。24年度からは教育相談課になります。いじめについても、やはり相談は多くて、臨床心理士の先生方が親御さんも一緒に相談にのるということで対応しています。先生方の悩みについても同じように総合青少年課と臨床心理士の方で解決、あるいは学校教育課とタイアップして一緒に相談を受けましょうということで行っています。次年度からは教育相談課が中心になります。

城間委員長　よろしいでしょうか。それでは、報告「平成２４年度教育委員会組織及び定員について」了承します。以上をもちまして、平成２３年度第１７回教育委員会会議定例会を終了します。